

肥後國天草郡赤崎村御検地帳

解 読

百歲延年

肥後國天草郡赤井村御捨地帳

庚
六月日

万治貳年

肥後國天草郡赤崎村御檢地帳

亥

六月日

平

一二五九分

長九分

横七

分七五十分

七百拾五番

又

一二五四分

長十員八

分七五十分

七百拾五番

又

い

一二五四分

長十一員

分七五十分

七百拾五番

又

あ

一二五四分

長十一員

分七五十分

七百拾五番

又

四百八拾九分二反計取二分

以介米百七拾石中上

同

老后中作

上田新田及又臥世家 介米貳拾石中上

老后中作

中田新田及又臥世家 介米貳拾石中上

老后中作

下田新田及又臥世家 介米貳拾石中上

七年作

七田六所及七眼七方

分年四於八金年本

四年作

三下田二所及七眼方

分年於武名年本

細方

精本名

一七細針四於又方

年針方
橫方二

分年三年

三年青

化大五

田方

はま

一、下田二畝三歩 長八間四 縦七間四 分米二斗一升 一番 善右衛門

※（以下明細略）

田方合十九町三反二畝三歩
此の分米百七十四石五斗一升

内

一石六斗代

上田一町二反五畝二十四歩 分米二十石一斗三升

一石四斗代

中田三町四反二畝二十四歩 分米四十七石九斗九升

一石代

下田四町五反三畝十八歩 分米四十五石三斗六升

七斗代

下々田六町八反七畝二十七歩 分米四十八石一斗五升

四斗代

三下田三町二反二畝歩 分米十二石八斗八升

畑方

柿木谷

一、下々畑二畝十五歩 長十二間 横六間三 分米一斗 一番 作右衛門

※（以下明細略）

畑方合二町一及五畝十五歩

以分米指石部

日

全敷九畝八歩

中相部

中相部及五畝八歩

中相部

中相部及五畝八歩

中相部

中相部及五畝八歩

分米九中歩

分米九中歩

分米九中歩

分米九中歩

司中作

三子初四及

分米八

田初初合利於其所及而於

以方米百餘名於年二年

名垂天壤願田稻高秋御授此夜 仙舟以公

文之代名并之長金元之公以神文知乃京北使往

百世思之之妙新詩惜相移也 茲數信也

負高下於此在之若何極之可矣信然仍為後

月如伴

畑方合二町一反五畝十五歩

此の分米十石二升

内

一石代

屋敷九畝十五歩

分米九斗五升

七斗五升代

中畑二反五畝十五歩

分米一石九斗一升

六斗代

下畑三反七畝十二歩

分米二石二斗四升

四斗代

下々畑一町三畝三歩

分米四石一斗二升

二斗代

三下畑四反歩

分米八斗

田畑都合二十一町四反七畝十八歩

此の分米百八十四石五斗三升

右は天草領田畑^{たかならし}高撫御検地仰せ付けられ候。それについて手代衆並びに^{納得}主屋ども立ち合ひ、^{検地帳}申文をもつて心の及ぶところ吟味つかまつり、あまねく百姓同心の上、斯くの如く御帳相極め申し候。もし依^え枯^こ最^{さい}肩^{かた}致^{いた}し高下御座候においては、如何様にも仰せ付けらるべく候。仍つて後日の為、件の如し

可治計年一美
六日

鈴木修三郎

年治在風

大谷平次郎

藤田市丸

藤村三三
深上重人

藤村三三
大谷平次

中尾

石炭平順村田初より後より迄のびるを石炭平順村

石炭平順村

石炭平順村

石炭平順村

石炭平順村

石炭平順村

石炭平順村

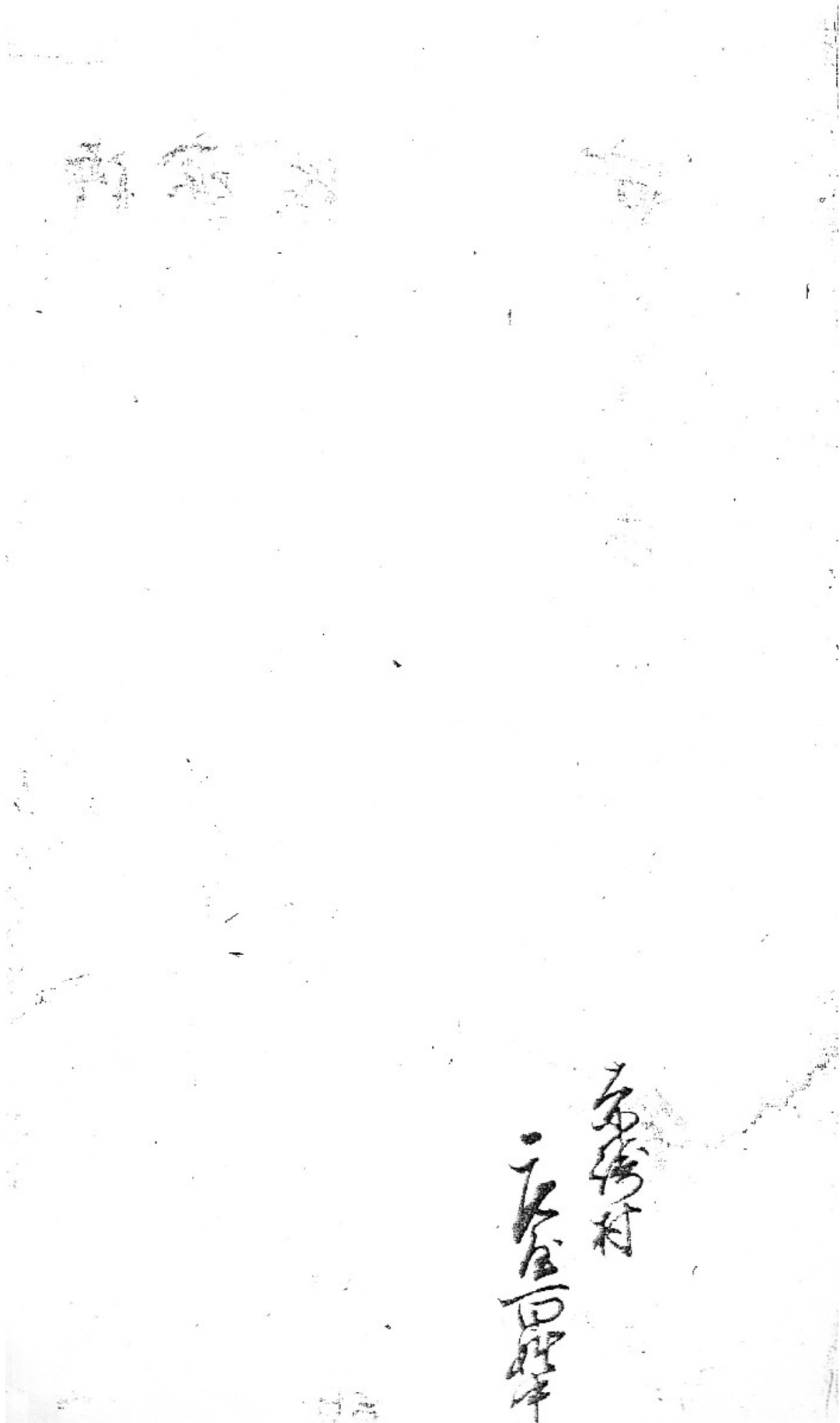
石炭平順村

石炭平順村

此言中係有之說也○以後年之武吉千石
 則極淨極之乃之各松年伴是皆殿前初老後
 古殿以從文伴富○伴者有英村之長公於佛之
 必計極此惜相定之永不之有相遠之也為後鑑
 如伴

可法對○
 亥月同

金木伴集



万治二年亥六月日

鈴木伊兵衛内

寺島彦左衛門

同

大谷平右衛門

同

鎌田市左衛門

大浦村大庄屋

次右衛門

上津浦村庄屋

六兵衛

下津浦村庄屋

十左衛門

河内村庄屋

五左衛門

湯船原村庄屋

次郎右衛門

大浦村年寄

六左衛門

同村年寄

九郎兵衛

右天草領村々田畑高の儀、寺沢志摩守内検地高下これあるにより、当亥年^{いとし}より以後、本高二万千石相極め御帳差し上ぐべきの旨、松平伊豆守殿、阿部豊後守殿証文をもつて、代官手代の者ならびに村々庄屋吟味の上、此の如く検地帳相定め訛はんぬ。永く相違あるべからざるものなり。後鑑の為、件の如し

万治二年亥六月日

鈴木伊兵衛（重辰）

赤崎村

庄屋百姓中

「赤崎村検地帳」概説

以上、元赤崎村庄屋 北野家の古文書『万治貳年 肥後國天草郡赤崎村御検地帳 亥六月日』（北野鋼一氏蔵）の写しと、北野典夫氏執筆による、『有明町史 p454 第4章 江戸中 後期の郷土』に掲載されている当古文書の現代語訳を掲載した。

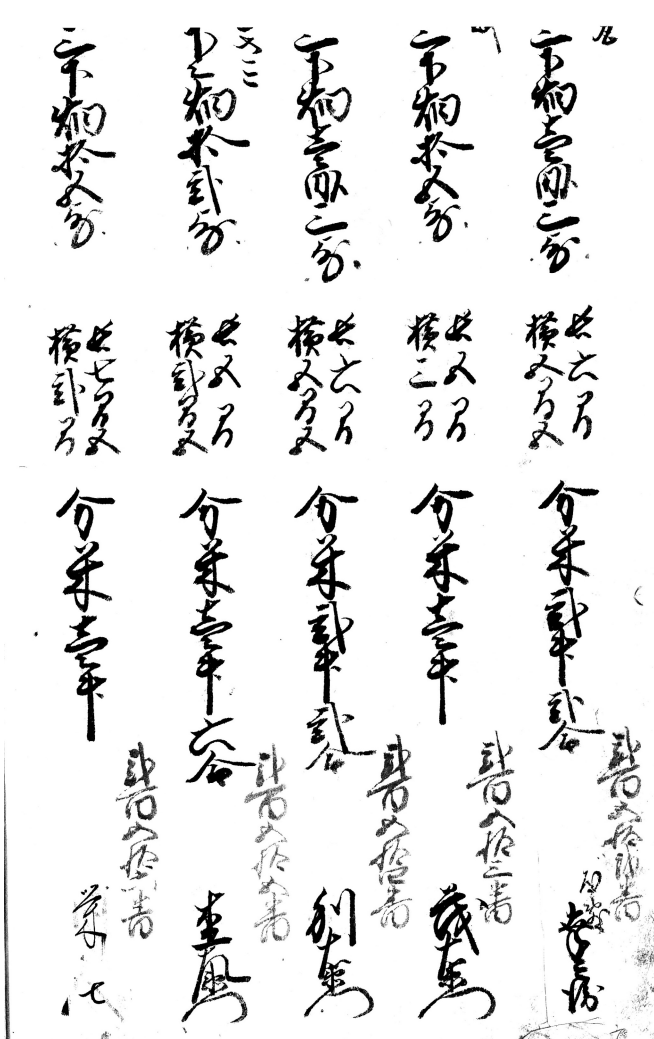
この検地帳は、万治二年（1659）に行われた、高撫検地、いわゆる万治検地の詳細を表す貴重な史料である。

検地帳のコピーと北野氏の現代文解説と見比べてほしい。

ただ、この古文書の写しは、検地帳の極々一部である。

検地帳は、数百ページに及ぶ分厚いものである。この内容の大部分は、田んぼ、畑の一枚一枚の検地結果で占めている。

例えば、



明細部分の一部

はま

一、下田二畝三步 長八
間四 縦七間四 分米二斗一升 一
番 善右衛門

というように、地区（小字）、圃場の質、縦横の長さ、分米（取れ高）、所有者（耕作者）を一々、記載してある。

そして、その合計を記してある部分と、検地を代官、役人そして百姓が締結したことを示す部分の文書を掲載した。

田んぼも畑も、先に述べたように、一枚一枚（一筆？）の詳細を記したあと、田んぼ毎、畑毎の合計を記してある。

田んぼの場合、合計の面積は、19町3反2畝3歩で、分米即ち生産高、174石5斗1升を記してある。

次に、田んぼの質ごとの面積、取れ高を記してある。

この耕作地の質は、田んぼも畑も5段階に区別されている。

上田の場合の一石六斗代とは、1反当り、1石6斗ができるということである。上田の合計面積が、1町2反余であり、取れ高は20石余という事である。

また、畑方には、屋敷も入っている事にも注目したい。

ただ、面積は、9畝15歩という事で、1反にも満たない事から、どの敷地を表しているのか不明である。質は1石代となっており、田に換算すると中位の下田に該当する。庄屋屋敷であろうか。或いは郷倉と称する、お上に納める前に一時保管する蔵が建てられていた地があったが、その地であろうか、或いは別の地か？

そして、田と畑の合計が、21町4反7畝18歩も、分米即ち取れ高は184石5斗3升である。

この184石5斗3升が、村高と言われるものであり、税収の基礎となるものである。

別紙に、万治検地以前の村高と、万治検地の村高の変化を表にまとめたが、赤崎村の場合、万治検地以前が269石余で、万治検地では184石余。つまり、85石の減となっている。

次に契約書ともいえる部分がある。

現在の契約書の場合甲と乙があるが、この場合は、債権者である甲は鈴木重辰の役人(手代)3名である。債務者の乙は村となるが、ここでは組内の庄屋や村役が7名が名を連ねている。ただし、不思議なのは、肝心の赤崎村の庄屋や村役の名がない事だ。現在で言えば、このような契約書は成り立たないと思うが、当時としては、保証人的な役割の者と契約するのが、普通だったのだろうか。

また、名を連ねているのは、赤崎村の組内(栖本組)の大庄屋、庄屋、村役で、大浦村が大庄屋のためか、村年寄り2名の名がある。

最後に、代官から村の全百姓に達しという形で、締めくくっている。

「右天草領村々田畑高の儀、寺沢志摩守内検地高下これあるにより、当^{いとし}亥年より以後、本高二万千石相極め御帳差し上ぐべきの旨、松平伊豆守殿、阿部豊後守殿証文をもつて、代官手代の者ならびに村々庄屋吟味の上、此の如く検地帳相定め^お詫はんぬ。永く相違あるべからざるものなり。後鑑の為、件の如し」

この文面は、赤崎村についての事というより、全郡の村に対しての決まった文言であるが、やはり、封建性社会の事。幕府が正式に定めた、つまり幕法による税法であるという、税収権威者としての、権力をにじませている。

次に考察するのは。

この万治検地を俗に石高半減という向きもあるが、それは誤りであるという事が、この文面、さらには先の文面からも分かる。

即ち、先の文面にある、「高撫検地」、そしてこの「寺沢志摩守内検地高下あるにより」ということで、この村毎の村高の決め方が、村毎に適当な検地、いい加減な検地であったから公平・正確に検地を行ったという事を表している。

また、大仰に「神文をもって心の及ぶところ吟味つかまつり」と書かれているが、当時の

契約書には普通に使われている、文意である。

さらに、幕府側（債権者側）が上手いのは、いかに幕府と百姓とでは、その勢力差は絶対であるにも関わらず、あなた方（百姓側）も納得し、この契約書を交わしたのですよと、現在でも通じる形式をとっていることだ。

すなわち、この契約書を交わした以上、村（債務者）は契約通りの履行をしなければならないと念を押している。最も、この履行を怠った場合は、如何な罰則加えるとは書かれていない。

もっとも、これは例えばアメリカに見るような、厳格な契約でなく、お互い信頼しあつて、契約を結ぶという、いいか悪いかは別として、日本式の契約方式であり、現在でも通じているといえよう。